

# 理容師及び美容師の出張業務について

## ○出張理容・出張美容が例外として認められる場合

理容師・美容師は、以下の5つの場合に限り例外として理容所または美容所以外の場所に出張して理容・美容の業を行うことができます。

1. 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない場合
2. 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合
3. 災害のあった場合に避難所等において行う場合
4. 社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所者に対して行う場合
5. 育児・介護により、理容所・美容所に来ることが著しく困難である者に対して行う場合

## ○出張業務の期間

出張業務を行う期間は、最長1年です。届出期間を超えて出張業務をする場合には、再度届出が必要になります。

## ○出張業務を行う場合の衛生管理

### 1. 器具等の保管、洗浄及び消毒設備について

(ア) 理容所または美容所施設に勤務せずに出張業務を届け出て出張業務を行う理容師または美容師の場合

出張業務に携行する器具等は、管理施設（管理施設を設けない場合にあつては、当該理容師または美容師の住宅）の専用設備において、衛生的かつ安全に保管するとともに、適当な洗浄及び消毒設備を設けて下さい。

(イ) 理容所または美容所施設に勤務している理容師または美容師の場合

勤務する理容所または美容所内に、出張業務に携行する器具等を衛生的に保管することができる設備を設けて下さい。

### 2. 出張業務の携行物について

次の器具等を携行して下さい。

- ・ 手指及び器具の洗浄剤及び消毒薬など
- ・ 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具または美容器具とこれらの衛生的で安全な収納容器
- ・ 使用済みのはさみ等の理容器具または美容器具の安全な収納容器
- ・ 消毒された布片類またはタオルとこれらを衛生的に収納できる容器
- ・ 使用済みの布片類またはタオルを収納する容器
- ・ 外傷に対する救急処置に必要な医薬品と衛生材料
- ・ 毛髪の清掃に必要な清掃用具と専用の廃棄物容器（ふた付き、丈夫な袋でも可）

3. 毛髪等の廃棄物は客1人ごとに清掃し、作業終了後は作業場の清掃を十分に行い、当該廃棄物を管理施設に持ち帰り適正に処理して下さい。

4. 感染症若しくは感染性の皮膚疾患の患者またはその疑いのある者に理容または美容を行う場合は、手袋、マスク等の着用により病原体に暴露することを防止するための措置を確実にするとともに、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行って下さい。

## ○理容師・美容師出張業務記録簿の作成

出張業務を行ったときには、遅滞なく、理容師・美容師出張業務記録簿（様式第3号）を作成し、2年間保管してください。

様式第3号（第4条関係） 理容師・美容師出張業務記録簿

理容師・美容師出張業務記録簿

（ 年）

出張業務 を行った 月日	出張業務を 必要とする 理由	出張業務先 (施設名及び所在地)	従業者氏名	対象者 数	備 考 (連絡先電話等)
(その他の特記事項)					

注 不要の文字は、抹消すること。